

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富山県南砺市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.1 %
全職員	76.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	80.4 %
本庁課長相当職	91.2 %
本庁課長補佐相当職	85.7 %
本庁係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.5 %
31～35年	90.1 %
26～30年	92.0 %
21～25年	90.6 %
16～20年	81.4 %
11～15年	74.7 %
6～10年	78.2 %
1～5年	67.1 %

【説明欄】

- ・週31時間勤務の短時間勤務職員は職員数を0.8人で換算して集計している。
- ・パートタイム会計年度任用職員は職員毎に雇用形態が多様であるため集計から除いている。
- ・他の職種に比べて給与水準の高い医師の男女比は、約6：1である。また、給与総額に占める割合は、男性は約21%、女性は約2%であることから、男女の給与の差異に大きな影響を与えている。
- ・任期の定めのない常勤以外の職員のうち、相対的に給与水準の低い会計年度任用職員の女性割合は、約85.8%となっており、全職員で比較した際の男女の給与差異が大きくなる要因である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。